

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	法令の番号	昭和 62 年法律第 30 号
許認可等の種類	認定特定行為業務従事者認定証の交付	根拠条項	附則第 4 条第 1 項
審査基準	<p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号） 附則 第 4 条第 2 項～第 5 項、</p> <p>(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号） 附則 第 5 条</p>		
受付 機関	長寿社会課	処理 機関	長寿社会課
		交付 機関	長寿社会課
		標準処理期間	14 日
		標準経由期間	日
		目次	NO